

# 令和7年11月市議会 建設水道委員会資料

## 所管事項調査に関する資料

### 目 次

	ページ
1 空家等管理活用支援法人の指定について ······	2 ~ 3
2 訴訟の現況について ······ ······ ······ ······	4 ~ 7

建築部  
令和7年11月

# 1 空家等管理活用支援法人の指定について

## ア 概要

- 行政が法人の指定をすることにより、民間事業者が公的立場で活動しやすい環境を整備し、空き家対策の補完的役割を果たしてもらう
- 民間主導で民間ノウハウを活用し、空き家活用を促すことで、行政は本来の役割(指導・勧告など)に注力し、空き家問題の解消を進める

## 空家等管理活用支援法人のイメージ



## イ 支援法人が行う業務

【空家等対策の推進に関する特別措置法第24条に規定】

- 所有者・活用希望者への相談・情報提供
- 所有者からの委託に基づく空家の管理や活用
- 市区町村からの委託に基づく所有者の探索
- 空家の管理又は活用に関する調査研究
- 空家の管理又は活用に関する普及啓発 等

## ウ 支援法人指定の条件

【主な要件】

- 空き家対策特措法第24条((2)に記載)の業務を行うもの
- 支援法人の指定期間は5年間とし、更新することを妨げない
- 支援法人の所在地は全国  
※支援法人の活動に関する業務は原則的に市内業者を優先選定

## エ 空家等管理活用支援法人の指定

令和7年 6月 募集開始

10月31日 支援法人指定 空き家まち中(株)

住所:長崎市魚の町2-16華成ビル302号室

業務:法第24条に規定する全て対応可

# 空家等管理活用支援法人の指定について

## 指定事業者の業務のイメージ

### 空き家まち中(株) (空家等管理活用支援法人)

